

特別徴収の方法

◎新たに公的年金から徴収する場合(初年度)

公的年金等に係る所得に応じた個人市・県民税額(所得割額と均等割額)の2分の1の額を**普通徴収**(1期・2期に分けて)の方法で徴収。その年度の下半期(10月・12月・2月)は、残りの額の3分の1ずつを**特別徴収**の方法で徴収します。

	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4	同左	年税額の1/6	同左	同左

(例)公的年金などに係る所得に応じた個人市・県民税額(所得割額及び均等割額)が6万円の場合

	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円

※年税額6万円の2分の1(3万円)を普通徴収(1期・2期)の方法で徴収し、その年度の10月・12月・2月は、年税額6万円から普通徴収した3万円を差し引いた残り3万円を3分の1ずつにした額(1万円)を特別徴収します。

◎前年度に引き続いて公的年金から徴収する場合(平成22年度以降)

その年度の上半期(4月・6月・8月)は、前年度の2月に特別徴収した額と同額を**仮徴収**し、下半期(10月・12月・2月)は、その年度の公的年金等にかかる所得に応じた個人市・県民税額(所得割額と均等割額)から、その年度に仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつを**本徴収**します。

	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の2月に徴収された額と同じ額	同左	同左	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	同左	同左

(例)公的年金などに係る所得に応じた個人市・県民税額(所得割額と均等割額)が6万3千円の場合で前年度2月の特別徴収税額が1万円の場合

	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万1千円	1万1千円	1万1千円

※その年度の4月、6月、8月は前年度2月に特別徴収した額(1万円)と同額を仮徴収し、その年度の10月、12月、2月は年税額6万3千円から仮徴収した3万円を差し引いた残り3万3千円を3分の1にした額(1万1千円)を本徴収します。

■問い合わせ先 市役所税務課 ☎ 672 - 6119